

犯罪被害者等基本計画骨子案(3)保留事項について

(社)被害者支援都民センター

大久保 恵美子

[意見]

内閣府の原案どおりにすべきである。

[理由]

我が国では、犯罪被害者等の現状等に対する一般国民の理解ははなはだ不十分であり、かかる無理解からくる偏見等も根強いものがある。そのため、犯罪被害者等は、犯罪被害に遭った後、マスコミに実名報道されただけで、周囲から好奇の目で見られ、言われのない誹謗中傷にさらされるなどして、二次的被害を受けており、残念ながら、心ない一部のマスコミによる興味本位の報道によって、その二次的被害は一層深刻なものになっている。しかも、かかる被害は、一旦実名報道されるなどして発生した場合には、単純な財産的被害等とは異なり、回復することは不可能で、犯罪被害者等は、多くの国民が事件のことを忘れた後も、長期間にわたって苦しめられ続けられることになる。

マスコミによる報道が、国民の知る権利に応える重要なもので、実際に犯罪被害者等の救済等にも多くの場面で役立っていることは十分に承知しているが、一般国民が、公職にもない単なる犯罪被害者等の実名まで知ることにはどれほどの意味があるのか、実名報道等によって、犯罪被害者等に深刻な二次的被害を与えてまで、実名報道する意義がどこにあるのか、はなはだ疑問である。

最近、JR福知山線の脱線事故や海外での登山中の事故等の際に、一部被害者等については実名報道がなされなかったものの、一般国民からもそれに関する不満の声は特に上がっていないように思われる。

マスコミによる報道の自由は十分に尊重されなくてはいけないと思うが、実名報道等による深刻な二次的被害のことも考えて、骨子案は内閣府の原案どおりにすべきである。